

福井市告示第63号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により下記のとおり公告する。

令和6年3月21日

福井市長 西行 茂



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	林班	面積 (ha)	森林所有者数	筆数	経営管理権の存続期間
集R5- 美山- 1～12	福井市 皿谷町	362、363、 364、365、 371、372、 373及び374	25.7471	12人	145筆	20年

※表中面積欄：林地台帳面積

2 経営管理権集積計画の縦覧場所

福井市大手3丁目10番1号 福井市農林水産部林業水産課及び福井市のホームページ

(<https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/nourin/ringyou/syusek-ikeikaku.html>)

3 森林経営管理法第7条第2項の規定により、この告示があったときから、福井市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。